

# 令和5年度印西市高齢者虐待防止ネットワーク連絡協議会会議議事録

日時：令和5年5月31日（水）

午後2時から午後4時15分まで

場所：印西市役所会議棟2階 204会議室

<傍聴人> なし

<出席者> 委員11名（欠席者なし）

| 氏名     | 備考          |
|--------|-------------|
| 津金澤 俊和 | 印西市医会代表     |
| 山口 茂   | 民生委員児童委員代表  |
| 上條 眞由美 | 人権擁護委員代表    |
| 岡村 伸治  | 高齢者クラブ連合会代表 |
| 湯浅 政江  | 介護老人福祉施設代表  |
| 陶山 久仁子 | 介護老人福祉施設代表  |
| 高橋 知子  | 居宅介護支援事業所代表 |
| 須田 康行  | 居宅サービス事業者代表 |
| 野澤 万友美 | 居宅サービス事業者代表 |
| 篠澤 和貴  | 印西警察署代表     |
| 小名木 茂子 | 社会福祉協議会代表   |

<事務局> 高齢者福祉課長 澤田  
介護保険係 鈴木  
包括支援係 小塚・赤間・太田  
印西北部地域包括支援センター 工藤  
印西南部地域包括支援センター 太田  
船穂地域包括支援センター 吉橋  
印旛地域包括支援センター 荒井  
本埜地域包括支援センター 鈴木

## <会議内容>

- 1 開会
- 2 課長挨拶
- 3 委員及び事務局紹介
- 4 会議録署名委員の選出
- 5 議題
  - (1) 会長、副会長の選出
  - (2) 令和4年度高齢者虐待防止の取り組みについて資料1 資料1-1 資料1-2  
(資料1-2は個人情報のため非公開)
  - (3) 令和5年度高齢者虐待防止の取り組みについて(案)資料2
  - (4) 印西市高齢者虐待対応マニュアルの改訂について 修正案
  - (5) その他
- 6 その他
- 7 閉会

## <議事録>

### 議題(1) 会長、副会長の選出

#### ○委員の推薦により選出

会長 / 津金澤 俊和 委員  
副会長 / 小名木 茂子 委員

《議題(2)に入る前に事務局より高齢者虐待の定義と市の虐待対応の考え方について説明》

高齢者虐待は大きくわけて二種類あります。一つ目が養護者による高齢者虐待、二つ目が養介護施設従業者等による高齢者虐待です。

「養護者による高齢者虐待」についての定義をあらためて確認していただきたいため定義を読み上げます。

「養護者とは、高齢者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等以外のものとされており、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅のカギの管理など、何らかの世話をしている者(高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等)が該当すると考えられます。また、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。」と記載があります。

市では、虐待の連絡や相談が入った場合、地域包括支援センターや関わりのあるケアマネジャーを中心に、被虐待者の置かれている状況を確認しています。

また、虐待疑いがある場合、緊急性がある場合を除き、市が介入することで本人やご家族の支援者全体に対する拒否感が生まれたりすることのないように、介入の必要性や時期、介入方法などについても慎重に検討しています。

虐待疑いとして相談があり、事実確認をすると、自立している高齢者が無職の子供の面倒を見ており、無職の子供から叩かれたというケースや、お互いに自立している高齢者の夫婦間での喧嘩、高齢者の夫とその子どもの喧嘩を止めようとした妻が巻きぞいになって物に当たってしまったケースなどが相談としてあがってくることも多く、高齢者虐待の疑いとして相談が入っても、実際は高齢者虐待の定義には当てはまらないケースも多くあります。また、虐待の判断が難しいケースも多くあります。

しかし、虐待の判断の有無にかかわらず、本人に対して必要な医療や介護保険サービス、地域資源などがあればご家族に提案したり、介護者の負担を軽減するための支援などは変わらず、虐待認定されないケースが支援から外れるわけではありません。

虐待ケースは、ただちに措置入所させるべきというイメージもお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんが、市が家族に虐待の事実を説明し、高齢者を措置入所させ、高齢者が自由のきかない

環境で暮らすこと、家族と連絡をとれない状況にさせるということが最善であると判断することも必要な場合がありますが、措置入所後の家族関係や支援者との関係、高齢者と家族の人生がその後も続いていくことを考えると、最悪な事態で措置を行うより、虐待防止の視点から、早期介入・早期対応できることが、本来は皆にとって最も望ましいことだと思います。

本日は、皆様に高齢者虐待防止の観点から活発なご意見をいただければと思いますので、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

## 議題(2) 令和4年度高齢者虐待防止の取り組みについて

○資料に沿って事務局より説明

○質疑

【J委員】 特に警察からの通報が多いとのことだが、市の職員はその後、高齢者の状況を確認しているか。

【事務局】 通報があった際に、高齢者本人に通報時の状況や身体状況、生活状況・親族やサービス利用の状況などについて確認している。担当のケアマネジャーや包括が関わっていることも多く、近況について聞き取りし、必要があれば訪問を依頼することもある。

【J委員】 必ず高齢者の話を聞いているという認識でよいか。

【事務局】 はい。

【J委員】 虐待者に聞き取りしても虐待しましたと言わないと思われるが。

【事務局】 虐待者ではなく、被虐待者に聞き取りして、緊急性を確認している。

【議長】 通報件数に対して、虐待認定が2件は少なすぎる気がする。それなりの理由があって通報されているはず。虐待認定されていない根拠は。

【事務局】 通報内容のほとんどは、自立した高齢の夫婦喧嘩によるものや養護者に該当しないケースであったため。

【K委員】 市で虐待対応している担当者は何名いるか。

【事務局】 3職種で3名いる。協議については課内決裁している。

【K委員】 今後、通報件数は、多くなると思われる。初期段階で対応する職員はとて大変。力添えしていただきたい。初期段階から担当だけでなくチームで対応できるようなシステムを作ってほしい。

【B委員】 相談者は直接関わりのある方だけではないと思うが、警察の相談件数20件はどこから通報があったか。

【事務局】 資料1の1をご参照いただきたい。

【C委員】 警察から通報があったら、その段階ですぐに状況確認しているか。地域包括支援センター（以下、包括）に事実確認の依頼が先か。

【事務局】 通報票を受理したら、まずは被虐待者に安全確認のための連絡をしている。被虐待者に包括に情報提供することの了承を得てから、包括に情報提供し、必要があれば包括職員に訪問していただいている。情報や支援状況については、システムで各圏域の包括と共有している。また、包括と関係機関との連携が進んでおり、警察から包括に直接確認の連絡が入ることも多くなった。

【D委員】 市は敷居が高い。話を聞いてもらうときも包括職員のほうが安らげる。そのあたりの考慮もお願いしたい。

【事務局】 委託がなく市の直営包括のみだったときは、自宅への訪問もしやすかったが、今は市の職員が訪問すると、誰かが通報したと警戒されてしまうこともある。すると、虐待者は困りごとがあっても相談しにくくなり、関係性がとれていた包括など支援者の方たち全員に拒否的な態度をとられてしまう危険もある。包括の方から訪問調査で困りごとを聞いていただくことで安心を得られると思う。市の介入方法やタイミングは慎重に検討している。

- 【議長】 高齢者虐待は一般的に増えているが、令和4年が2件と減っているのは印西市では虐待がなくなってきたということか。
- 【事務局】 数字には反映されていないが困難ケースとして対応しているものが多かった。緊急性のある可能性があるものを除いては、事実確認に時間を要したり、確認している間に課題が変わっていくようなグレーなケースが多い。虐待認定していないから対応していないわけではなく、虐待認定の有無に関わらず、必要な支援を行っている。また、包括の方たちが、虐待になるかもしれないという相談の時点で、早期介入・早期対応していただいていたこともあり、昨年度は市が介入したケースは2件となった。現在も虐待認定はしていないが、虐待に発展するおそれのある困難ケースとして対応しているところである。
- 【議長】 虐待か虐待ではないかの最終的な判断は市が行うのか。
- 【事務局】 最終的な判断は市で行う。
- 【議長】 最終的な判断に警察は関わっておらず、市だけの判断か。
- 【事務局】 警察は関わっていない。市だけで判断している。
- 【議長】 高齢者クラブの活動の中で、虐待は減っていると感じるか。
- 【D委員】 わからないが、高齢者クラブに期待される役割として、普段の会話の中から虐待が疑われるような話が出たら包括に通報したいと考えている。
- 【D委員】 警察に通報するという事は、かなりレベルの高い通報内容だと思われる。一般の通報と同じように扱われるのか。
- 【事務局】 刺されてしまったなど、傷害罪で刑法に問われるような事件性がある通報もあるが、ご飯の準備ができておらず叩かれたなどの日常的な夫婦喧嘩や親子喧嘩で高齢者が怪我や暴言を受けたという通報内容が多い印象。
- 【J委員】 数年前に県警本部の人身安全対策課の係長をしていた。DVの流れで高齢者虐待ケースも多かった。コロナ禍で、自宅で夫婦で過ごす時間が増えたために虐待が増えているのではないかと議論が出たことがあった。関連性はわからないが、件数としては減っていることはなく、同じか増えている印象。通報に関しては、氷山の一角でこの件数となっている。通報があれば対象者の自宅に行って確認するようにしている。そこで虐待の疑いがあれば通報している。市の方は、普段からよくやってくれて助かっているが、一つお願いしたい。夫婦喧嘩でも暴力があった時点で身体的虐待である。それを虐待として判断した上で、どこまで対応するかは会議を開いて積極的に介入するか、指導して様子を見るのか判断するのがよいと思う。高齢者虐待で警察ができることは、先ほども話があったが、事件にするかどうかだけ。事件にしても必ずしも逮捕するわけではない。逮捕した後、釈放されて自宅に戻るケースが多い。虐待防止に主体的に積極的に取り組むのは市にお願いするしかない。虐待としてどんどん判断した上で、どこまで介入するか考えていただきたい。
- 【K委員】 包括が市民に浸透してきている。夫婦喧嘩だとしても何らかのアクションがあれば、包括だけでなく、個人情報絡みはあるかもしれないが、支部にも声かけてもらえれば見守りくらいはできる。継続して見守っていくことが大事。
- 【議長】 DVとして噂を聞いたり、子が親にきつくあたっているところを見かけることがある。虐待につながるかもしれないが、直接介入して確認するのは私たちも市の職員も難しいと思う。
- 【包括】 包括が課題に感じていることは、ご本人が認知症の方だと、時系列が曖昧で

殴られたと最近のように話されていることが実は10年前の話だったりして事実確認が難しいこと。また、殴られた目が赤かったので受診して施設で保護していたところ、硬膜下血腫が見つかり、関連性がわからないこともあった。市内の病院から家族の事情で県外の病院に転院され、病院に本人の状況を問い合わせても個人情報だと言われてしまい、病院との連携が不十分になってしまうケースもあった。経済的虐待疑いだったが、本人のお金の使い込みだったこともある。虐待疑いでも虐待でないものもあり、事実確認に時間を要するような複雑なケースも多い。

【議長】 施設虐待についてはどう考えるか。

【E委員】 施設の中でも定期的に虐待委員会がある。フロアごとに気になることがあるか確認している。痣ができやすくなっている方は、職員数が確保されている多床室で二人介護ができる場所に移すなどの対応をしている。職員は、自分の仕事で精一杯になっているので、このような情報交換や勉強する機会も必要だと思う。以前は、措置入所もけっこうあった。コロナ禍は、新規の入所者の受け入れをお断りしていたこともあったが、件数は少ないと感じるところはある。施設の中でも、職員もコロナの対応や職員が感染し、少ない人数の中で入所者を見なければならず、ストレスが溜まって優しく接することができなかつたりすることもあると思うので、定期的に話し合いをするようにしている。

【議長】 虐待防止の取り組みについてご意見はありますか。

【F委員】 私たちの施設では、コロナ禍で研修として集まるのが難しかったので動画による研修を行っていた。現在は、虐待に結び付く前の不適切なケアをアンケートで聞き取って皆で共有し、ルール違反のケアを検討する取り組みを始めているところである。また、この三年間、感染の予防策などで余裕のない中で一番ネックになったのは認知症のある方への対応だった。認知症のある方への対応も考えていきたいと考えている。

【議長】 在宅サービスで気が付いたことなどあればお願いします。

【G委員】 要支援・要介護の認定を受けている方は、家族の支援だけでなく、それ以外の支援も必要であるためケアマネが自宅に足を運んで介護サービスを提案して安定した生活ができるよう支援している。その中で、サービス事業所から本人が叩かれたと言っていると聞いて病院のワーカーに繋いだことがある。認知症の方は、何度も同じことを繰り返し訴え、家族がご飯を作ってもまた「ご飯は？」と言われるようなこともある。家族は自分の生活のペースも乱され、ストレスもかかる。少しでもストレスを発散できるように、また、お互いの生活を確保するためにもご家族の話を傾聴している。ご家族から手をあげそうになることがあると相談されることもある。まずは、手をあげたくなくなってしまいそうになることもありますよねとご家族に寄り添って同調している。でも、これだけ一生懸命介護しているのに、叩いてしまったり、傷つけてしまったら、そのあとに生まれるのは後悔ですよとお話し、介護者に理解してもらうことが私たちの役割だと思う。予防と早期発見という視点では、これからも連携をとりながら支援していきたい。

【議長】 家庭に入っている方がそのような対応をしていただくのが一番よいと思う。

【H委員】 訪問看護や訪問介護など、週に数回家庭に入り、ご本人に直接的に関わることができる事業所は大きな役割があると思う。被虐待者だけでなく、虐待をしてしまう方への心理的なストレスを発散させる役割としても重要になって

くる。家庭内は人の目が入りにくいので、サービス利用していない方への気づきが課題になってくる。近隣や民生委員の方などが気づきの目の役割になると思う。虐待認定の件数が減っているのは、サービスも外部の人との関わりも減っているのでは、判断しづらいケースが多かったからかもしれないが、虐待が減っているわけではないと思う。家庭内に入ることができたり、何かしらの形で関わりができる人を増やしていけたらよい。相談、通報先の周知としての啓蒙活動も必要。

【議長】 通所リハビリで気づくことはあるか。

【I委員】 家から離れるので、リラックスした状態で来られる方もいらっしゃるし、お風呂を利用される方は、身体状況も確認できるので、気になることがあれば、こまめにケアマネに相談するようにしている。虐待委員会では、事例検討も行っている。今はDVと言われるようになったが、90歳くらいの高齢の方はそれが当然だと思っている方もいらっしゃる印象。小さな気づきのときにケアマネや包括に相談するようにしている。

【K委員】 施設同士での話し合いは今も続いているか。

【事務局】 特別養護老人ホーム連絡会は今も開催している。

【K委員】 これだけいろいろな事業所が増えている。それぞれのネットワークも必要だが、包括を含めて年1回でも総合的な話し合いができる機会はできないか。

【事務局】 年に2回、多職種が集まって研修、交流する機会を作っている。今年度の1回目は、6月に開催し、認知症をテーマに講義とグループトークを行う。今回、初めて警察の方も参加していただけることになった。多職種皆で気軽に話ができるような機会としたい。

【K委員】 横の繋がりには大事。多職種で共通認識できることもとてもよいことだと思うので継続してほしい。

### 議題(3)令和5年度高齢者虐待防止の取り組みについて(案)

○資料に沿って事務局より説明

○質疑

【議長】 社会福祉協議会としての取り組みは成年後見になるか。

【K委員】 委託されて事業を展開している。今までは地域班だけが担当していたが、今はチームを作ってセンターとして取り組み始めたところ。アドバイスをいただければ励みになるので、なにかあればご意見ください。

【議長】 提案として、啓発物としてティッシュもよいが、人に知られたくないことは名刺大のカードをトイレに置かれることがある。そういったものもあればよいのでは。

【議長】 市の職員がケアマネから虐待の状況などを聞く機会はあるか。在宅に関わっている事業所やケアマネが一番状況をわかっていると思うので。

【事務局】 家庭に入ることができる在宅サービスの事業所の方が一番状況を確認することができると思うが、何か気づくことがあったらケアマネや包括が相談を受け、状況を確認し、虐待の疑いがあれば市に連絡いただいている。ケアマネとはその都度、連携をとって情報を共有させていただいている。

【G委員】 介護認定を受けている方たちは、助けてと言えない。緊急通報装置のボタンを押せるかどうかはわからない。怪しいケースは、事業所内で話し合ったり関係機関で話し合い、重篤の可能性のある場合は、包括に相談させていただいているケースも多い。

- 【事務局】 先ほど特養連絡会の話をしたが、通所介護も訪問介護もそれぞれでネットワークを作っている。ケアマネもケアマネ同士で困りごとの相談ができるような組織がある。それぞれの組織内で連携し、先ほど話した多職種連携研修で横の繋がりもできると思う。皆で連携し、情報共有し、スムーズに対応できるようにしていきたいと考えている。
- 【C委員】 養護者が孤立しないような体制づくりはしているか。
- 【事務局】 家族介護者教室を開催している。昨年度は男性の介護者向けに開催した。
- 【C委員】 頻度は。
- 【包括】 市は年1回だが、船穂包括では養護者支援を地域課題として昨年度から年に2回程度、男性向けに開催している。教室という名の居場所づくり。
- 【事務局】 居場所づくりとして、各包括で認知症カフェも開催している。
- 【C委員】 認知症カフェは本人もいると思うが、介護者が周りを気にせず自分のことだけ考えて集まれる場所があればよい。自分もなにかお手伝いくらいできるかもしれない。お役に立てることがあればよいと思う。
- 【K委員】 社会福祉協議会はどんなところか発信してもなかなか浸透しない。市も同じように事業を開催してもなかなか浸透していかないことがあると思う。知らなければ出られないのでPRの仕方が大事。ケアマネさんたちのように直接関わっている方など、いろいろなところから情報発信していただきたい。
- 【議長】 認知症カフェはどのように周知しているか。
- 【事務局】 広報、ホームページ、年2回の町内回覧のほか、包括などから直接声掛けしていただいたりして、口コミでも参加者が増えている。
- 【議長】 医療機関に配っていただければ待合室などに置くこともできる。どこかしらの医療機関に通院している方が多く、家族もいるのでよいのでは。
- 【K委員】 市は周知をしっかりとしてくれているので私たちも協力しなければいけない。
- 【C委員】 個人的な意見だが、「認知症カフェ」に誘われるとどうかと思う。
- 【G委員】 どちらかというところ、認知症を隠したいと思われる方が多い。医者から誘っていただけるのが一番聞いていただける。2年間デイサービスの誘いを続けたが、医者から声掛けしていただいたらすぐに通えるようになったケースもある。皆の力を合わせて開催を広げていけるとよい。
- 【議長】 介護している方向けにWEBを使った市民講座もあればよいのでは。また、医療機関に働きかけていただいても確かによいと思う。チラシ設置など協力させていただくこともできる。

#### 議題(4) 印西市高齢者虐待対応マニュアルの改訂について

○修正案に沿って事務局より説明

○質疑

- 【J委員】 虐待ケース検討会は、フローの中でどこに該当するか。
- 【事務局】 当初のケース検討会は、フロー図の中の市と包括の相談内容の共有のあたりに位置づけられていた。
- 【包括】 経緯として、2か月に1回、市と包括でケース検討会を開催し虐待認定していたが、もっとタイムリーに対応していったほうがよいという話が出てきた。虐待疑いのケースが出てきたときに、担当包括と市で随時、対応していったほうがよいということで定期開催を見直した。
- 【議長】 警察と医療機関については、必要に応じた担当者会議（ケース会議）はケース検討会とは別か。

- 【事務局】 ケース検討会とは別で、必要に応じて開催している。
- 【議長】 ケース会議は何回開催されたか。
- 【事務局】 虐待認定した2件のケースについてでよろしいか。
- 【議長】 通報相談件数の27件のケースについて。
- 【事務局】 27件全てケース会議を開催するわけではない。
- 【議長】 市でセレクトするのか。
- 【事務局】 ケース会議を開催する必要があるかどうかは市で判断している。情報収集をする中で、この人は限りなく虐待に近いかもしれないと判断したときに、関わっているケアマネや民生委員さんをお呼びして開催することがある。
- 【議長】 市は25件否定したということか。
- 【事務局】 情報収集する中で、虐待対応ではなく、ケース対応していくと結論付けたと考えていただきたい。虐待認定はしていないが、すべて対応はしている。
- 【議長】 対応した2件だけでなく、すべてのケースの内容を教えていただかないと、対応しただけでは会議の意味がない。なぜ虐待認定をしなかったのかわからない。
- 【事務局】 どのような判断で虐待認定していないか報告することはできる。
- 【議長】 相談があがっているということはそれなりの理由がある。市の判断だけでいいのかという問題もある。
- 【K委員】 記録はしていると思うので報告はできると思う。報告していただいて我々の意見から参考になる部分も出てくると思う。判断は難しいので。提案していただければこのメンバーで検討することもできる。
- 【議長】 他にご意見はないでしょうか。ご意見がないようでしたら議題を終了させていただきます。委員の皆様、ご協力いただきありがとうございます。

令和5年5月31日に行われた、令和5年度印西市高齢者虐待防止ネットワーク連絡協議会の会議録は、事実と相違ないことを承認する。

令和 5年 6月 21日 会議録署名委員 陶山 久仁子

令和 5年 6月 23日 会議録署名委員 野澤 万友美